



## 出生届を提出される方へ

出生届の際、**母子健康手帳**が必要です。

届出時に母子健康手帳をお持ちでない場合は、後日持参してください。

出生届後、**住所地**にて次の手続きが必要な場合がありますので、担当課へご連絡ください。

### ■児童手当の手続き

※公務員以外の方

□担当課：子ども未来課 子育て支援係（Tel0979-72-3127）

□手続きに必要なもの

- 保護者の保険証（お子さんを養育している方）
- 保護者の通帳（お子さんを養育している方名義のもの）
- 保護者のマイナンバーを証明する書類（両親のもの）



### ■赤ちゃん祝金の手続き

※平成31年4月1日以降に生まれた上毛町に住民票があるお子さんが対象です

※出生から1年以内に手続きをお願いします

□担当課：子ども未来課 子育て支援係（Tel0979-72-3127）

□手続きに必要なもの

- 戸籍謄本（生まれたお子さんが記載されているもの）
- 生まれたお子さんまたは保護者名義の通帳



### ■子ども医療の手続き

※出生の日から1ヶ月以内に手続きをお願いします

□担当課：長寿福祉課 福祉医療係（Tel0979-72-3188）

□手続きに必要なもの

- 保険証（生まれたお子さん）
- 保護者のマイナンバーを証明する書類（お子さんを養育している方のもの）



### ■マイナンバー制度について

※後日、生まれたお子さんの個人番号が記載された個人番号通知書が、国の機関から住民票の登録住所の世帯主宛に簡易書留で送付されますので、失くさないようにしてください。

※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類ではございません。

マイナンバーを証明するには、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書、記載内容が住民票と一致している通知カード(再発行不可)が必要になります。

□担当課：住民課 生活窓口係（Tel0979-72-3116）

### ■農業集落排水を利用している方

※八ツ並、吉岡、土佐井地区の方のみ、手続きが必要です

□担当課：建設課 上下水道係（Tel0979-72-3159）